また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

7）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年８月29日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から利賀ダム庄川橋梁上部工事に係わる特定建設工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者、または、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者等であること。

1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成25・26年度一般競争参加資格者で鋼橋上部工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

3）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

4）平成12年度以降に元請けとして完成した工事で、下記①から⑤の要件を満たす製作及び架設工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁型式がアーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

③　最大支間長が145m以上であること。

④　架設工法が、下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラークレーンを含む）

⑤　①から④は同一工事であること。

5）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

6）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成12年度以降に、元請けとして完成した上記４）に掲げる要件を満たす架設工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記４）に掲げる要件を満たす架設工事の施工経験を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③　前記①の資格及び②の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、前記②の施工経験に代えて下記⒜の施工経験のある主任（監理）技術者を配置できる。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記⒜に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

⒜　平成21年度以降に、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の鋼橋上部工事又は一般土木工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。ただし、著しく従事期間が短く技術的経験があると見受けられない場合は施工経験として認めない場合がある。また、当該施工経験の工事の評定点合計が65点未満のものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

7）申請書及び資料の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

8）上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

9）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

10）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

11）総合評価に係わる技術提案が、適正であること。

12）以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

⒜　品質確保の実効性

⒝　施工体制確保の確実性

２）技術提案

⒜　鋼上路式アーチ橋上部工における架設方法の工夫について

⒝　アーチ基部の後打ちコンクリートの施工方法の工夫について

⒞　合成床版の品質確保の工夫について

⒟　配置予定技術者のヒアリング

・技術提案の理解度

・施工上配慮すべき事項の適切性

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の㋐から㋒のすべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落